

12月20日政府交渉の課題

2018年12月6日

1. 初めに

安倍政権は、東電福島第一原発事故で放射線被ばくによる被害はなかったとして、オリンピックまでに事故の幕引きをする復興政策を進めている。

賠償打ち切り、住宅支援打ち切り、モニタリングポスト撤去、ALPS 処理水海洋放出など福島原発事故被害者をさらに苦しめる動きが次々となっている。

10月に文科省の「放射線副読本」が再改定された。

2. 「放射線のホント」の撤回を求める署名

「放射線のホント」は2018年3月に復興庁が「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、関係行政機関における情報発信等のモデルとして、作成したもの。

「原子力災害に起因する科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている主な要因は、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知不足と考えられます。」との認識に立っている。

9月に開始した「放射線のホント」の撤回を求める署名は、11月13日現在1万7838筆がよせられて

いる。脱原発福島県民会議（約1万筆）をはじめ、グリーンコープ共同体、関西よつ葉連絡会、常総生協、若狭連帯行動ネットワーク、原発さよなら四国ネットワーク、i女性会議・北海道など19の団体と100名超の個人の取り組みによる。中でも福島の1万筆は、被害者切り捨てを許さない、福島原発事故被害者の怒りの声。

・今回の交渉では、署名を積み上げ、それを背景に「放射線のホント」の撤回を求め、追及する。

・福島に連帯し、署名を拡大しよう。第二次集約2019年1月31日、第三次集約2019年3月31日。

3. 政府交渉の課題

(1) 「放射線のホント」の撤回

☆交渉では、署名を積み上げ、それを背景に「放射線のホント」の撤回を求め、追及する。

①前回交渉で復興庁が福島第一原発事故の被ばくを「余分な被ばく」と言い張り「不当な被ばく」と認めなかったことを引き続き追及する。

②100mSv以下の被ばくによる健康影響を「検出不可」として切り捨てていることについて、

・100mSv以下の被ばくでも健康影響が出ること

・一般公衆の「被ばく線量限度」を年間1mSv以下にすることは「放射線防護」の基本とされていることなどをあげて反論する。

(2) 再改訂版「小中高放射線副読本」の撤回

10月に小中高放射線副読本が再改定された。「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」は、「知ってもらう」真っ先の対象を児童生徒及び教師等教育関係者とし、放射線副読本の改訂を指示している。

☆交渉では、

①放射線副読本の再改定は、安倍政権の福島原発事故

被害者切り捨て、原発再稼働政策の一環で、学校教育への不当な介入であると追及する。

②再改訂版放射線副読本には福島原発事故被害の実態に反し、放射線の危険について事実と科学に反し、被害者の人権の蹂躪につながる内容があると追及する。

③改訂版放射線副読本の撤回を追及する。

(3) 年20mSv 規準による被害者切り捨て政策の撤回

年20mSvは、公衆の被ばく限度年1mSvの20倍と

いうとんでもなく危険な基準。年5.2mSv以上は「放射線管理区域」で一般人の立ち入りは法令で禁止され

ている。しかしこれも無視されている。
避難指示解除後もセシウム137の放射線は世代を超えて継続する。この問題は国連人権理事会でも取り上げられている。日本政府は勧告（ドイツ政府）の受け入れを表明している（日本政府の受け入れ分類：フォロ

（４）モニタリングポスト撤去方針の撤回

2018年3月、原子力規制委員会は、福島県内の子どもが集まりやすい幼稚園、保育園、学校、公園に設置されているリアルタイム線量測定システムのモニタリングポストの80%を3年で撤去する方針を決めた。住民の反対を受けて自治体が次々と撤去反対を表明する中、6月から各地で原子力規制委員会の説明会が行われている。

（５）ALPS処理水海洋放出の撤回

ALPS処理水にはトリチウムや半減期1570万年のヨウ素129など62核種が含まれ、タンク貯留水の85%が法定濃度を超えている。海洋を汚染し、原発事故被

（６）避難計画基準「7日間100mSv」の撤回

IAEA基準の改訂予定を受けて、原子力規制委員会は避難計画の基準を7日間100mSvと決定した。基本的にはICRP2007勧告に従った決定で、現行の「7日間50mSv相当の基準」を緩和するもの。しかも、「どんなに極端な事故においても、被ばく線量がそ

（７）帰還困難区域の除染の危険性

政府は帰還困難区域に「特定復興再生拠点区域」を設け、除染工事を開始している。「帰還困難区域の除染作業は被ばく線量が特に高く危険。9月の国連人権理事会で、除労働者に多くの被ばくを強いるので除染計画

ーアップ)。しかし日本政府は、未だに何も対応していない。夏以降も、国連人権理事会「報告者」が子どもと妊婦の被ばくを低減すべきと繰り返し指摘している。

☆交渉では、年20mSvの危険性を追及する。

7月5日の政府交渉では、事故前に比べてまだ線量が高いこと、市民が日常的に線量を把握できること、廃炉作業は40年ともいわれていること、など福島の参加者が次々と発言し、モニタリングポスト撤去方針の撤回を求めた。

撤去反対の市町村は25（7月14日福島民報）から33（10月12日NHK）に増加している。

☆交渉では、前回に続き撤去方針の撤回を迫る。

害者をさらに苦しめる海洋放出は許されない。8月末の富岡・郡山・東京での公聴会でも反対意見が圧倒的であった。

☆交渉では、福島の参加者を先頭に追及する。

の水準を超えないことを求めるものではない。」としている。

今回の決定は原発重大事故時に住民に大量被ばくを強いるものであると批判し、文書回答を求め、各地からの撤回要求拡大につなぐ。

を縮小すべきと報告されている。

労働者の安全と健康を守る立場から帰還困難区域の除染の危険性について政府の見解（文書回答）を求め、次回政府交渉につなぐ。

政府交渉 12月20日 12時半～16時半 会場：参議院議員会館 B107

12:15～ロビーにて通行証配布 12:30～12:55 うちあわせ 13:00～15:50 政府交渉 16:00～16:30 まとめ

政府交渉主催団体：脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先

原子力資料情報室 〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B Tel: 03-3357-3800
ヒバク反対キャンペーン 〒666-0115 兵庫県川西市向陽台1-2-15 建部暹 Tel&Fax: 072-792-4628